

西ドイツにおける財政調整

水野武機

一 財政調整の概念

(1) 垂直的財政調整と水平的財政調整

西ドイツの財政調整は二つの段階で考察することができる。一つは垂直的財政調整であり、いま一つは水平的財政調整である。

西ドイツは十一の州から構成される連邦国家である。これら諸州と連邦との間で行なわれる財政調整を垂直的財政調整といい、それは一連の縦の関係をあらわす。より具体的には、連邦と州との間の任務配分および財源の配分のような両政府段階の財政関係の調整がその主たる内容である。さらに、それは連邦と州の関連のみならず、一つの州内における州と市町村およびその中間に位置する団体としての市町村連合相互間の財政調整をも包含する。

垂直的財政調整の実践的な形式は異なる経済構造がら生ずる需要充足後の端数、すなわち剰余額を、下位の段階の政府へ割りあてる方式によつて、補助するものである。^① ただ、補助の財源については、地方の主要な財源の一定割合を国が吸収することによつて確保するという方法が用いられることに注意すべきである。この点、わが国の地方交付税および国庫支出金制度とは逆の形態をとつてゐる。

これにたいして、州相互間の財政調整は、水平的財政調整 (Horizontaler Finanzausgleich) といわれる。州は、

住民数ではノルトラインウェストファーレン州の一七一〇万人からブレーメン州の七四万人にいたるまで、また一人あたり粗国内生産では、ハンブルグの一七、五一九DMからラインライト、パラティナーテの八、一七七DM（一九七〇）にまで、その格差が広がっている。^② こうした状態をそのまま放置しておくならば全体的な福祉水準の向上は望めないし自治の原則もゆがめられてしまうことになりかねない。そこで、法的に同列の地域団体相互間で財源調整を図り格差を是正する必要性が生ずる。ここに水平的財政調整の意義が存在する。西ドイツにおいては、州間の水平的財政調整が第一義的に考慮されており、垂直的調整はその補完である。^③ 垂直的である、水平的である、財政調整の意図するところは、団体間の経済的格差を財政的手段をとうして是正することであり、究極的には財政需要の調和のとれた充足をめざして技術的にこ入れをするものである。

こうした財政調整の概念を明らかにするために、まず西ドイツの種々の政府段階の間の財政関係を概観することにする。

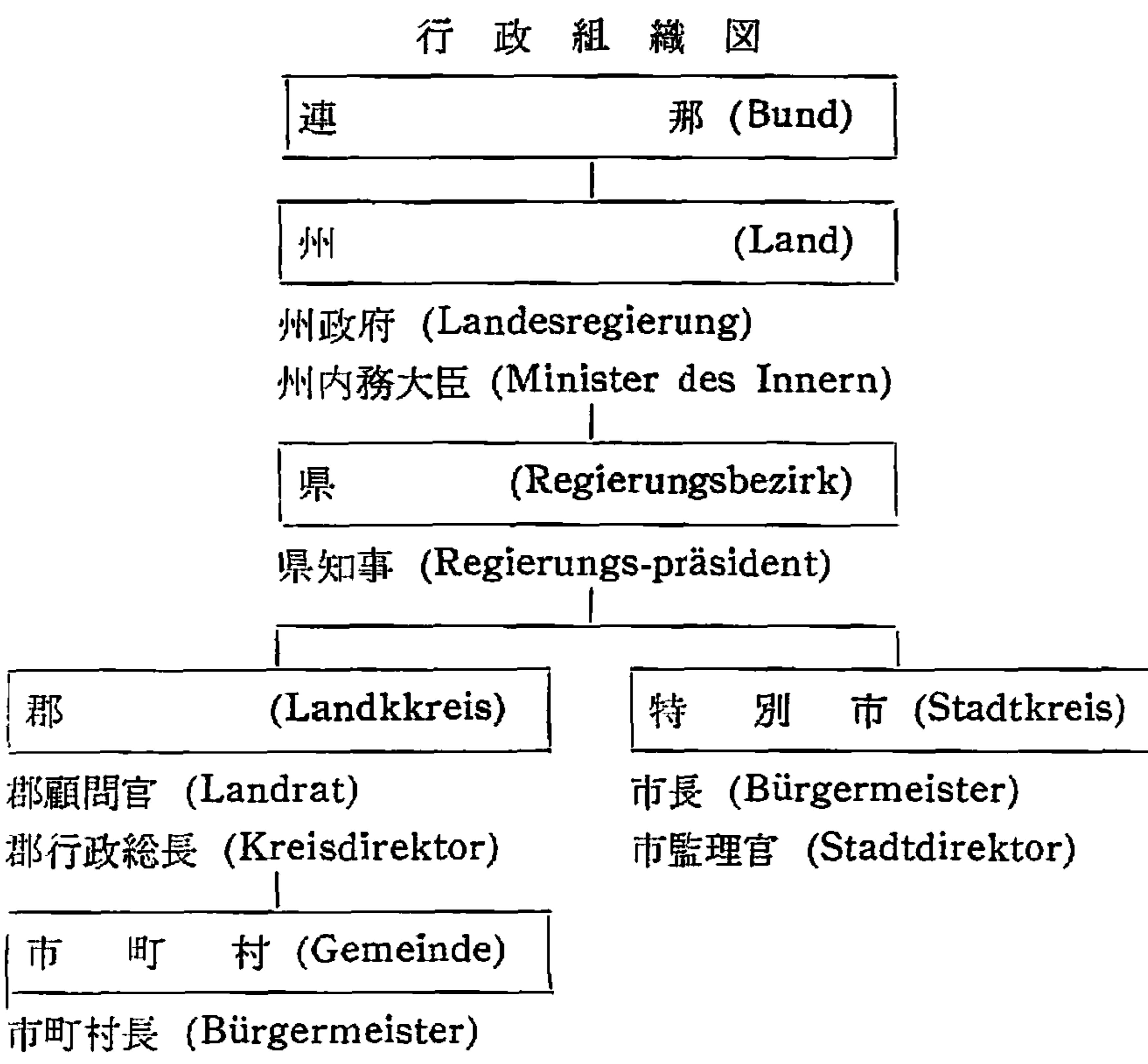
(2) 西ドイツの行政組織

西ドイツは、正式の名称をドイツ連邦共和国 (Bundes Republik Deutschland)といい、一一の州から構成される連邦国家である。連郵制とは、政治的決定と議会の責任が州と連邦とで分かれることを意味する。^④ 一九四九年五月に制定されたドイツ連邦共和国基本法が西ドイツの憲法であり、憲法は州に大きなウエイトを与えている。このことは、ナチの下での州の統合に対する反動である。^⑤ ^⑥

州は強力な自治権、それぞれの憲法ならびに固有の立法、行政および司法機関をもつており、地方自治体というよりもむしろ独立国としての性格を有している。したがって、連邦と州を合わせて「国」(Staat) という表現を用いる場

合がある。しかしながら、州のなかには、市であるとともに州である都市州 (Stadtstaaten)、—「ヘルリン、ブレン
ーメン、ハンブルク等——も存在する。シュレスヴィヒ・ホルشتайн (Schleswig-Holstein) 州以外には県 (Re-
gierungs-bezirk) があるが、これは地方公共団体ではなくわが国における郡に相当するようないわゆる行政区画に

すぎない。



(資料)『調査時報』(昭和35年6月) 主税局調査課

州内の地方公共団体には最も基礎的な団体としてわ
が国の市町村に該当する Gemeinde とその上級団体
としての性格を有する市町村連合 (Gemeindeverbö
de) が存在する。市町村連合とは、各州でその連合の
形式、内容および名称を異にする地方自治体の連合体
である。^⑦ それは、わが国における一部事務組合に似て
いて、個別市町村のみでは有効に処理しきれない行政
事務を共同で処理するためのものである。これらに各
州・共通して存在している地方自治体に郡 (Kreis) が
ある。それは、州の行政区画であると同時に市町村の
連合体でもあり、歴史的に市町村と州との中間に位す
るものである。^⑧ ただし、人口二万人以上の市町村は郡
と同等の地位を認められ、特別市 (Stadtkreis) によ

ざれる。

三画の図を西ドイツの行政組織を示したもののおる。⁽⁹⁾

注

- ① Günter schmölders, *Finanz politik*, Dritte, neu überarbeitete Auflage, 1970 p. 156
- ② Albrecht Zunker, Consequences of the Federal System for Parliamentary Control of the Budget of the Federal Republic of Germany, David coombes et al, *The power of the purse*, 1976 p. 48.
- ③ 宮本保孝編『世界の財成制度』金融財政事情研究会。昭和四十九年。1171 ページ
- ④ A. Zunker, ibid., p. 47.
- ⑤ ニューハンブルク連邦共和国は、血ふをただ暫定的な政治形態にすぎないものと考えていた。この国家の建設が、ドイツの11の州の永続的な分割を意味するものではないことを明瞭にするために、議会協議会は「憲法」でなく、その代りに基本法を制定したのである。基本法の第一四六条は、その起草に当った人びとが、ドイツの政治的分割が単なる一時的な現象であるように期待していたことを、次のような言葉で表現している。すなわち「この基本法は、ドイツ民族の自由な決定によって決議された憲法が発効すると同時に、その効力を喪うるものとする。(ドイツ連邦共和国大使館『ドイツの実情』東京、一九七五年、五七ページ。)
- ⑥ A. Zunker, ibid., p. 48.
- ⑦ 一九三三年、ヒトラーが政権を獲得して、各州の権限を縮少し、單なる地方官としたことにより、従来各州の任務に属する行政事務の大部分が市町村に委譲され、地租、営業税が市町村に移管される等、市町村の財源は著しく拡充された。（主税局税制第二課佐上「日英独における地方財政調整制度の概要」『調査月報』第四四卷第十二号、昭和三〇年、十二月、一一四ページ。）
- ⑧ ドイツの地方制度において、個別市町村のみでは有効に処理しきれない行政事務を共同で処理するための種々の方式が定められている。(1)行政協定方式は最も緩い形の共同処理方式で、数個の市町村が、一定期間にわたって特定の事務を公法上の協定に基づいて処理する方式である。(2)目的組合 (Zweckverband) は、わが国の一部事務組合に似た組織体である。すなわち複数の市町村、市町村連合または公法上の社団または財團が、特定の事務を一体的に継続して処理することが合理的である場合に結成される組合である。学校その他の教育文化施設、エネルギー供給施設、近郊公共交通事業（バス・市電）などに多くその例を見る。(3)特殊な市町村連合体方式は、特定の事務ではなく、市町村が処理する義務を負っている多くの事務を共同で処理するためのドイツ特有の市町村連合体である。それは農村部にある弱小町村の行政能力を補完する目的をもつ。ドイツ特有の歴史的沿革に由来する町村の結合体であつてその基礎はフランク王国の百人組 (Hundertschaften) にあるといわれており本来は治安維持の目的をもつ裁判機関の連合体であった。（成田頼明著『西ドイツの地方制度改革』地方自治新書、昭和四九年、五八ページ）
- ⑨ 郡の事務は、義務的事務と任意的事務に区別されるが、義務的事務としては、市町村が第一次的に権限を有する事項を除く公共の安全と秩序維持（交通規制、営業規則等）地方に社会・文化行政の主体としての普通学校、職業学校の維持、青少年の福祉、保護、住宅建設の促進、郡道の維持管理、保健衛生、各種社会保険等である。次に、任意的事務としては、市町村の区域をこえる広域的事務、個別市町村の行財政の

能力では十分に処理しえない分野に係る補完的事務、市町村間の調整事務があり、わが国の府県の機能と類似の機能を果たしている。広域的事務の例としては、リーショナルな経済構造の改善、近郊交通機関の整備と経営、エネルギー、水の供給などがあり、補完的事務としては、学校、民衆大学（Volkshochschule）博物館、図書館、養老院、保育園、病院、下水、ごみ、廃棄物処理などがある。郡はまた多くの連邦および州の委任事務を処理している。（前掲稿西ドイツの地方制度改革』五二一五四ページ）

⑨ 大蔵省主計局総務課「財政調整」『西独予算』第一部予算制度、昭和三六年、三〇四ページ

II 財政調整の沿革

(1) ドイツ帝国時代の財政調整

ドイツ帝国憲法が制定されたのは一八九一年である。このころは、現在の西ドイツの租税制度の大きな柱ともなっている共同税の制度はまだみられず、この憲法にもどりいて税種ことに各団体の間に税源を配分するという方式が採用されていた。帝国の財源としては間接税を主体とした關稅と内国消費税ぐらいのもので、租税収入の大宗ともいえる、所得税、法人税、財産税、相続税等の直接税は各州独自の税法にもどりいて州によつて徵收された。このように各州の自治権は強く市町村はこれらにたいする賦加税という形式の財源と、その他營業税が主な収入源とされた。^①その後、連邦の財政需要の増大とともに、一九〇六年には相続税が、第一次世界大戦直前の一九一三年には国防献金として一時的財産税、第一次大戦中には財産税と財産増加税が連邦に移管された。

やがて、ハノーファーに注目されるのは、その後の中央集権的な色彩を強める礎となつた国費分担金制度^②（Matrikularbeitstrafe）が一八七一年に創設されていることである。この制度と、ワイマール共和国の分与税制度（Überweisungssteuer）とが過去における垂直的財政調整制度の形成であり、中央集権主義財政を尖銳化するものであつた。その結果

果、それらは当然のようない地域団体の自主制および自治を弱体化させるよう作用したのである。

なお、第一次世界大戦がドイツの悲惨な敗北をもつて終結したことは、所得税を帝国に移行できなかつたことが原因であるとさえいわれている。

(2) 世界大戦間期における財政調整

第一次世界大戦後、一九一九年に、主権在民の原則の下に、世界で最も民主的な憲法といわれるワイマール共和国憲法が制定され、これにもとづいて一九二〇年には蔵相エルツベルガーにより租税制度が改正された。この改革の特色は、皮肉なことに憲法の基本原則とうらはらに、著しく中央集権的色彩が強められたことである。ほとんどの財源は一つたん国の手中におさめられ、州及び市町村にはわずかに地租及び不動産取得税その他の零細な税が認められたにすぎなかつた。しかし、このような乏しい財源で住民に納得のいく行政が行なえるはずはなく、必然的に生ずるであろう社会的緊張を引き起す事態は回避しなければならないという要請から、一九二五年国と地方との間に垂直的な財政調整制度が設けられた。^④すでに述べたようにこの財政調整制度の中心は分与税であり、わが国における昭和一五年の地方分与税の創設は、実はこの制度の模倣である。この調整制度は一九四五年のドイツ連邦共和国が崩壊するまで続けられた。

(3) 第二次世界大戦後の財政調整

一九四五年五月、ドイツ帝國は降伏し、アメリカ合衆国、イギリス、フランスおよびソヴェト連邦の連合国管理理事会が最高権力を掌握し、各の最高司令官は、それぞれその占領地域を行政主体として、これを管理した。その管理のもとで、諸州や州政府というドイツ側の機構が形成されていった。そしてそれに必要な財源は、従来の税法にも

とづいて調達された。

しかしながら、各州相互間において、特に避難民のあつまるシュレスヴィヒホルシュタイン、ニーダーザクセン、バイエルン等の財政力の格差が顕在化したために一九四八年五月ドイツ連邦共和国の基本法の発布にともない従来州の事務であつた戦争基団費、社会保障の補給金および失業救済費等連邦の責任で処理した方が望ましいと考えられる事務については連邦に移譲されることになった。⁽⁵⁾連邦の支出の増大にともない、連邦政府は租税の分離方式の変更を求めて州にたいして所得税、法人税の一部の配分を要求し、一九五一年度からそれが実現することとなつた。その後直接税の配分をめぐつて連邦と州は絶えず争いつづけたのである。なお、一九五五年から一九六五年にいたるまでの一〇年間については州は三分の一以上を直接税に、連邦は三分の一を間接税に依存する状態が続いた。⁽⁶⁾

注

- ① 前掲稿、佐上『調査月報』二四ページ。
- ② 国費分担金制度は、旧帝国時代の一八七一年から一九八一年までライヒの共通的事務により生ずる経費の一部を各州に割りあてた制度である。当時ライヒは、たゞこの税、酒税及び、砂糖税の間接税しか有しなかつたので、この制度により、経常費の不足を補てんした。旧帝国憲法第七〇条に「ライヒの経費が一般収入により支弁できない場合には、その不足額はライヒ税の新設されるまで、これを各ラントに分賦する。その分賦は、各ラントの住民数を基準とし、予算の定額内で定める。」と規定しているのがこれである。しかし、一八七九年の保護関税が奏効し、ライヒの収入は増加したので、この分賦金制度を廃止できるはずであったが、これを廃止せず、そのかわり分与金制度が創設された。この制度は、関税及びたばこ税の収入が一三〇百万ライヒス・マルクをこえる場合には、その超過額を人口数に応じて各州に分与するものであり、これを「フランケンシニタイン条項」という。(佐上武弘「西独における財政改革論」『自治研究』(第四二巻第九号—第四四巻第一号)八四ページ。)
- ③ 分与税制度は、関税の種類によって、この税収の全部又は一部を地方団体に分与するものである。その税収の一部を分与される関税は、所得税、法人税及び取引高税であった。所得税及び法人税は、その税収の四分の三を当該州の徴収額に比例して配分し、また州はその一定割合を市町村に分与することとされ、取引高税については、その収入額の一〇〇分の三〇を各州及び市町村に分与するが、各州にはその三分の二を人口に比例して分与し、三分の一は州の収入額に応じて分与し、市町村には各州で配分することとした。全額分与を受ける国税は、自動車税、不動産取得税及び、競馬税であって、ただ国はその四パーセントを徴稅費として控除した。

(前掲稿、佐上『調査月報』二四ページ。)

④ この制度は、一九二〇年に地方税法が制定後、一九二五年に財政調整法 (Finanzausgleichsgesetz) との名称が改められたのである。

⑤ 時子山常三郎編『主要諸国の戦後財政』東洋経済新報社一九三二年。

⑥ Bent Hansen, *Fiscal policy in seven countries 1955—1965 Belgium, France, Germany, Sweden, United States, OECD*, 1969, p. 210.

III 連邦と各州間の財政調整

(1) 連邦と州間の立法権の配分

一定事項に関する立法権を連邦あるいは州のいずれに帰属せらるかについては基本法が明記しており、基本法七十一条において連邦の専属的立法権限事項が列挙されている。^①それによると、外交、国籍、国防、通貨および造幣制度、郵政、関税および貿易制度等で、州が立法権を有するのは、連邦が立法権をもたない場合に限られる。ついで連邦及び州がともに立法権を有する、いわゆる競合立法については基本法の第七十四条に規定されている。^②この範囲において州が立法権を有するのは、連邦がその立法権を行使しないあいだに限定されている。また連邦は、1.ある事項が、個々の州の立法によつては、有效地に規律することができない^③とし、2.州法によるある事項の規律が、他の州又は全体の利益を侵害するおそれのあるとし、3.法的又は経済的統一の維持、とくに一州の領域をこえて生活関係の統一の維持のために必要とされる^④とされば、必要に応じて立法権を有する。

州に残された立法分野は、主として、文化問題、教育、警察関係である。しかし、こうした分野でも確實とはいえない。たとえば、教育は、ますます連邦の影響を大きく受けている。かくして、州議会は立法機関としての根拠を失ってきたが、もちろんこれは州が連邦の立法に影響力をもたないと「う」とを意味するものではない。反対に、州の

立法力は制限されているしても、その連邦の立法にたいしてますます影響力を及ぼすようになっている。⁽⁵⁾

全連邦法の約半分を含むいわゆる「協賛法」(laws of assent)、たとえば、すべての憲法修正と州にたいする財政規定に関するあらゆる立法あるいは財政上の影響を州に及ぼすようなあらゆる立法は、各州政府から派遣される議員によって構成される連邦参議院が同意を与えた場合にのみはじめて法律にすることができる。同じことは州政府の利害と機能に抵触する連邦政府のあらゆる法的・行政的法令にもあてはまる。連邦議会によって通されるその他の法律の場合、たとえば連邦予算の場合連邦参議院は異議をさしはさむ権利を有している。連邦議会が承認する支出にたいして連邦参議院の異議を押しきることができるのは議員の大多数いかえれば三分の一の投票によつてはじめて可能となる。⁽⁶⁾

(2) 連邦と州の行政配分

垂直的財政調整の根幹となるは西ドイツの憲法であるドイツ連邦共和国基本法の第一〇四条aの一項の規定、すなわち、連邦及び州は、この基本法で別段の定めをしない限り、その任務の遂行から生ずる支出を別々に負担するという規定である。⁽⁷⁾この規定に従つて連邦と州とは行政権限の行使を分ちあつてゐる。したがつてそれぞれこうした権限にもどりく事務配分に応じて負担が配分され、その負担区分に従つて租税収入の配分にあづかることを原則とする。これが西ドイツにおける連邦国家的財政秩序であり基本法の基礎をなしてゐる。

行政における法の執行にあつては連邦と州の間のウェイトは異なつて配分されている。州行政にたいする連邦の影響力は増大しつつあるにもかかわらず、公共行政の主体を州に集中させ、他方連邦行政は二、三の例外例えば国防、外交等に制限されるという基本法で期待されている型が維持されてきた。州は自らの法を執行するのはもちろんのこと

と、基本法が別段の定めをし、又は連邦に許容している場合を除いて、州の固有の事務として、連邦法の執行を委託されている。⁽⁸⁾ というのは憲法で別段で定められている連邦固有の事務以外のものについては、連邦にはそれを執行する官庁組織が存在しないからである。⁽⁸⁾ したがって、そうした事務については全州が連邦の委託にもとづいて連邦法律を執行し、連邦政府は、こうした法の執行の合法性の監督だけを行なうという形をとる。⁽¹⁰⁾ この場合には、連邦は州に一方的に押しつけるのではなくそれにより生じた支出の全部又は一部を負担することによつて調整を図ることが定められている。

州固有の事務としては、基本法が各州に帰属せしめている文化教育関係の事項を中心として、その他司法、警察、保健などがある。これらは原則的に州の負担となるが、州間の財政、調整がなされた後でも、州によってはその負担が過大と感じられるところも生ずる。こうした場合を予定して連邦は、州帰属分の売上税（全売上税収の三十ペーセント）の二十五ペーセントによる調整とともに、連邦の予算の範囲内において給付能力の低い州に補填交付金を与え、⁽¹²⁾ 格差のある州の財政を適正に調整するよう基本法で義務づけられている。この場合、市町村の財政力及び財政需要をも考慮して交付金が決定されることになる。⁽¹³⁾ こうした交付金は、各州とその州の地方公共団体およびその連合体との間に密接な結びつきを作りだすとともに、地方公共団体の財政情況を左右する性格をもつものである。

同時に、連邦は、州の地方公共団体またはその連合体のとくに重要な投資にたいして財政補助を与えることができるが、それは、経済全体の均衡の搅乱を防止し、連邦領土内の経済格差を均等化し、さらには経済成長を促進する必要から与えられる。⁽¹⁴⁾ ⁽¹⁵⁾

連邦の財政補助を景気対策的財政政策の一つとして変動させる試みは景気の過熱期よりも、景気の後退の克服に効

果がある。この方法でたとえば、西ドイツは一〇四条の a に従つて、州および市町村にたいする財政補助を一九七三一一七年の景気の後退期に引き上げたのである。⁽¹⁶⁾

一九七〇年に実施された財政改革により、両者の間に新らしいタイプの協力関係が生みだされた。これまで見てきたように、連邦と州の管轄事項は分離しているのであるが、その分野でのからみ合いの増大から、連邦と州のリンクした複雑な制度である「共同任務」⁽¹⁷⁾が現われてきた。とくに、これは、連邦が州にたいし財政補助金を支払う事項に生じている。この共同事項に属するものは、一、大学病院を含む単科大学の改築及び新築、二、地域的経済構造の改善、三、農業構造及び沿岸防護の改善である。また、超地域的に重要な教育計画、学術研究の準備及び計画の振興の等も協定にもとづいて共同で解決しなければならない課題となつてている。⁽¹⁸⁾

しかしながら、共同任務方式は、協力的な連邦主義制度を発展させようとする努力の進歩を示しているにもかからわず、その意義は誇張されるべきではない。たとえば、一九七六、七七年の評価では、共同任務目的の全連邦支出は、州、市町村予算全体の二%以下である。また、共同任務方式の欠点は次の諸点にある。

一、決定が院外の計画委員会によつてなされること。二、共同任務は基本法が列挙している三つの主要領域に限定されているが、連邦独自の意向にもとづいて実行される一〇四条の a の種々な財政援助も共同任務の範疇にあてはめた方が望ましいと考えられる。例えば、地域交通体系の財政的助成がそれに該当する。三、理論的には、州は決定をおなうにあたつて参加し発言する権利をもつてゐる。しかし、実際には連邦分担金を州が否定することは困難である。それゆえ、連邦は州の優先権をゆがめることが可能である。四、州の財政自主制がむしばまれる。というのは、共同任務的方式は、独立した予算編成の原則を事実上破壊するからである。⁽¹⁹⁾

垂直的な財政調整制度において、市町村を完全に連邦の財政調整に含めてしまうことは禁止されている。なぜなら、市町村は州の一部であるから、市町村の財政な裏づけについては、州が責任を負わなければならないからである。しかしながら、そうはいっても、連邦は、市町村の財政上の自主財源の強化に寄与すべきであり、したがって、市町村にたいし、適当な財源を与えるとともに、自己の責任において賦課徴収されることで連邦の財政調整の任務は果たされないとみなしてよいと思われる。

(3) 連邦と州の財政力の配分

しばしば主張されるところであるが、財政力の配分は連邦秩序の土台石である。なぜならばシステムのヴァイタリティがよりどころとしているのはこの財政力配分にほかならないからである。行政の各レベルに財政的裏付けを与えるうえでの主たる困難は、一方では二つの水準の政府の十分な財政的および政治的独立を互いに確保すること、他方で、住民の課税に関する等しい取扱いおよび公共サービス水準の統一的な需要充足②1とがそれである。

第一次大戦前には、帝国政府、各州および地方公共団体とでほぼ税収を三分していた。しかしながら、特に第二次大戦後、戦争犠牲者救済、戦後処理あるいは社会保障負担が増大したこともあって、公的任務の負担は次第に連邦政府へと傾斜を強めていった。

州政府は連邦参議院を通して連邦租税立法に介入したり、それを拒否する権限を保障しているけれども、実質的には、現在連邦がすべての租税立法を制定している。租税立法の連邦の側へのこの集中化は、州政府と議会がもはや独立した租税政策を遂行できないことを意味している。しかしながら、この分野におけるあらゆる重要な決定は連邦参議院の同意を必要とするから、連邦議会といえども立場は同じである。鍵となる問題は収入を州と連邦の間でいか

に配分するかであるが、それについての最も重要な規定は憲法にうたわれている。その憲法改正については連邦議会と連邦参議院でそれぞれ三分の二の賛成をもつてしてのみ可能である。実際、このことは、少なくとも短期では彈力的でないことを意味している。

基本法による租税配分は、元来、異なる租税からの収入は異なる水準の政府に帰属するという、いわゆる分離方式（独立税主義）に従っていた。たとえば、連邦は、関税、財政専売および内国消費税、道路貨物運送税を、他方州は、財産税、相続税、および自動車税を配分され、そして、市町村は物税を主要財源としたのである。ところが連邦の支出の増大とともに次第に結合方式が取り入れられるようになつた。一九五一年にはもともと州税であつた所得税及び法人税の二七%が連邦に配分され、その割合は、一九五二年、三七%、一九五三年、三八%と次第に高まつた。この結果所得税、法人税は連邦と州とがともに分かち合う共同税となつたのである。この共同税が制度的に確立する背景は、それらの国民所得にたいする収入弾力性が好況期には一より大きく大幅な自然增收をもたらす反面、不況期には大幅な歳入不足をひきおこし、独立税的な徵収では、連邦と州の健全な財政運営を妨げることになつて、是正の必要性が痛感されていたのである。⁽²²⁾ 一九五五年に租税収入の帰属を規定する基本法が根本的に改正されている。そしてこの年度を境として、共同税の配分をめぐる交渉は大きく変容することになる。従来租税配分交渉は、連邦と州大蔵大臣との間の国内行政問題であつたが、憲法に規定された改正条項にしたがい、議会という小まわりのきかない制度へと移行したのである。この改正により、その収入は一定の方針の下で連邦及び州に帰属されることになつた。それによると、財政活動の進展にともなつて、その配分割合を訂正する必要が生じた場合は、連邦参議院の同意を要するといふただし書きをつけたうえで、一九五八年四月一日以降、三五%が連邦に、六五%は州に配分されることになつた。

一九六〇年代に入り連邦の歳入が伸び悩む一方、社会保障費等が膨脹したために、一九六四年三月次のように第一次配分方法が制定され連邦の取分を増加させた。⁽²⁴⁾

連邦	州
一九六三年	三八%
一九六五年	三九%
一九六六年	六一%

しかし、一九六七年以後については、これまで通りの配分を主張する連邦と憲法の規定する配分割合に戻すべきであると主張する州とが対立し、その調整の結果、一九六七年と一九六八年の二年内については、連邦三七%、州六三%に落着いた。

一九六九年五月の財政改革において、基本法の中の財政法規の州税収を不安定化する傾向の強い所得税、法人税以外に比較的景気の波にさらされることが多く、これまで連邦税であったところの売上税 (Umsatzsteuer) が新たに共同税の中に加えられた。この売上税の州配分は垂直的財政調整の主要な手段となつている。

所得税、法人税については連邦と州でそれぞれ1/2づつ配分されることとされ、売上税については、連邦法律により決定されることになった。この五月の改正をうけて九月一日には「連邦及び州間財政調整法」が公布され、一九七〇年と七一年については、売上税の七〇%が連邦に、三〇%が州に七一年度には、連邦六五%、州三五%で配分されることとされた。⁽²⁵⁾

この改正以前に、所得税、法人税の受け取り分が三七%にすぎなかつた連邦の側では、この改正でそれが五〇%に増えたということ、そして州の側にとつても、不況にかかわらず、国民に一定の財政需要を充足しつづけねばならない責務を全うするために、景気に左右されない安定的な財源である売上税を財源として組み入れることができたといふことは、経済政策の実施の上で、かつ財政の安定に大きく寄与するものと評価されている。

注

大蔵省主計局調査課『西独予算制度』法規篇、昭和四八年、八三ページ。

前掲『西独予算制度』三九ページ。

前掲『西独予算制度』三七ページ。

前掲『西独予算制度』三七一三八ページ。

A. Zunker, *ibid.*, p. 50

A. Zunker, *ibid.*, p. 50

前掲『西独予算制度』六五ページ。

前掲『西独予算制度』四八ページ。

A. Zunker, *ibid.*, p. 52

前掲『西独予算』五〇—五一ページ。

前掲『西独予算』六五ページ。

連邦は七年迄、売上税収入（州分収入も含む）の一・五%相当額を財政力の弱い州にたいして補填交付金として交付することになつてゐる。各州への配分割合は次表のとおりである。七年予算にみるとこの交付金の連邦予算にたいする割合は〇・五%にすぎない。（『アーヴィング・スミス』一九七七年、六月、大蔵財務協会、七一ページ。）

連邦補填交付金の配分率	
バイエルン	21.8%
ニーダーザクセン	36.9%
ライントルツ	20.6%
ザルツブルク	5.8%
シティ・ユタイン	14.9%

(13) 前掲『西独予算』七一ページ。

(14) 市町村に対する補助金は、連邦から直接ではなく州を経由して支払われる。補助金の種類は六〇種類ぐらいで、そのうち主なものは住宅建設、社会扶助、農業の一般助成である。一九四九年から一九七二年にかけて西ドイツでは、毎年平均して五五万の住居が建設された。その後一九七五年までの期間に連邦は住宅建設計画を続行するための資金として二〇億ドイツマルクを計上した。これにより住居の約三〇%が補助を受けている。また連邦支出の約三分の一が社会保険を中心として社会福祉関係に向けられている。西ドイツにおいては社会保険の給付とならん、戦争結果にたいする補償給付が重要なものとされている。この給付の目的は戦争による直接の犠牲者、難民、被災者などの物質的被害を公金によってできるだけ緩和しようというものである。西ドイツには、これに対処するために負担調整基金が設けられている。財源は、戦災をまぬがれた財産に課せられる負担調整税によって調達される。その他に、連邦では一年一〇〇億ドイツマルク以上の金額を戦災ぎせいの手当でに補助金を支払っている。(前掲『ドイツの実情』二八〇—三一七ページ)

負担調整基金の収入 (単位100万DM)		1948年から 1972年
収入の種類		
負担調整税	44.816	
税助補助債	24.392	
公共予算	7.155	
その他の収入	10.122	
・	86.485	
合計	86.376	
負担調整基金の支出		

ドイツの実情 p. 280

(15) 前掲『西独予算』六五一六六ページ。

(16) J.S. H. Hunter, Finanzielle Beziehungen Zwischen Bund und Ländern in Australien, Kanada und in der Bundesrepublik Deutschland-Eine vergleichende Übersicht, *Finanzarchiv N. F.* 35 Heft 3, 1977 p. 447.

(17) 共同任務に係る負担割合を州の財政力に応じて可変的に配分せよ固定化しきりたのは、もしゃのりと財政力の弱い州が過大な財政負担を強いられる恐れが生ずる場合でも、垂直的財政調整により補てんできると考えられたからである。やがてそれを可変的にしなかつた別の理由としては、連邦と州との間、および州相互間の安定した秩序を損なう可能性があるからである。(前掲、佐上武弘『自治研究』第四三巻第四号、八〇ページ。

(18) 前掲『西独予算制度』五六一五七ページ。

(19) J. S. H. Hunter, *ibid.*, p. 446.

(20) 前掲、佐上武弘『自治研究』第四三巻第四号、八三ページ。

(21) A. Zunker, *ibid.*, p. 53.

(22) 大蔵省主計局調査課『西ドイツの財政改革(1)』昭和四五年七月、三七三二ページ。

(23) G. Schmölders, *ibid.*, p. 157.

(24) 前掲『西ドイツの財政改革』三七七ページ。

(25) 前掲『西ドイツの財政改革』三七七ページ。

(26) 前掲、宮本保孝編『世界の財政制度』二五六ページ。

四 州間財政調整

(1) 連邦主義国家における水平的財政調整の意義

連邦と各州との間の財政調整を垂直的財政調整というのにたいして、州相互間の財政調整は水平的財政調整とよばれる。統一国家においては垂直的に市町村という一つの水準だけを考察すればよいが、連邦主義国家では、少なくとも州と市町村という二つの水準が考察されるべきである。

ドイツの州の数は十一であるが、それらは、法的には同列の資格を有していても、規模、地域経済構造、人口状況、自然資源等に従つて各州の財政力は異なる。たとえば、有力産業を有し、工業化の頂点にあるノルトラインヴュストフアーレン州、バーデンヴュルテンベルク州、ヘッセンの諸州と、工業化があまり進りんでいない、どちらかといえば、農村地域の諸州とでは、収税力の違いからその財政力と財政需要にはかなりの格差が存在する。こうした財政力の差異が、財政調整という形で手直しされない限り「租税オアシス」の発生は避けられない。他方で「租税ステップ」が発生しこれと対立することになる。財政的に不十分な構造しかもたない地域団体が、絶対に必要な財政需要の充足のためにぎびしく徵稅を行なわざるを得ない状況に比較して財政力の強い州もしくは市町村はそれほどの徵稅努

力を必要としないだろう。そしてこうした徵稅上の理由による人口の流出（貧困州から脱出すること）と流入（富裕州への流入）が現在の格差に、さらに拍車をかける傾向も指摘されている。^①

しかし、垂直的財政調整によつて、こうした弊害に対処しようとする連邦国家の可能性は、経済的政治的限界にぶつかつている。経済的側面からは、たとえ多収性のある税源を配分されたとしてもとりわけ租税純収益（租税收入—徵稅費）という観点が、連邦と州の間の租税配分のすぐれた解決を妨げるだろう。もしも財源が誤まって採用されると租税の多収性は高すぎる徵稅費のために大きく制限されることになる。特にそれは、大きな租税抵抗を引きおこすこともまれではない。政治的には、課税公平原則に従つて、平等に徵收しようとすると、人税の領域で非常に高価な分配技術を余儀なくされることになる。もちろん、支出側面でも、公平な支出の要請のためにそれに相当する高価な分配機構が対応しているのである。垂直的財政調整の限界は当然水平的財政調整の有効性と必要性を強めることになる。^②

州の財政力の格差の是正は、基本法第一〇章一〇七条(2)項に「格差のある州の財政力を適正に調整することを確保しなければならない。」として基本法により保障されている。基本法のこの規定はその起草にさいして、財政自主性の原則を全く考慮に入れないことによる水平的財政調整の失敗を教訓としている。^③ さらに、財政調整を実施するにあたり連邦国家の連帶と富裕州の利他主義にあまりにも過大な期待と要求することは望ましくない。なぜならただ一度だけの援助だったとしても、それを受領した貧困団体は供与団体の自由意志で給付される調整のための金額を、あたりまえの要求および永続的なものとみなしてしまう傾向をつくりあげてしまうからである。われわれの身近かな個々の人間関係からよく知られているように、善意の供与者は、そういう傾向をよみとつて、たとえみずからは援助の意志がありながらも、援助給付を差し控えてしまつという心理学上の経験からして、こうした型の援助はそれだけ望

ましくないといえる。^④

それゆえ、貧困団体の依存心をできるだけ刺戟しないような方法で調整ができるような制度の確立が図られねばならない。もともと財政調整の本質は、自然条件にもとづく財政力の差異を緩和することにあるのであって、これを均等化することであつてはならない。つまり、財政調整制度は、財政力の格差が極端に広がってしまったような場合に、調整を行なうべく働きかけるのが望ましく、その場合でも州の自主制および自治の精神をできるだけ損なわないようにするとともに、その他の州のイニシアチブと効率性を阻害しないように構成されなければならない。

水平的財政調整が適切に行なわれるならば州固有の行政を連邦政府の支配の下で実施せざるを得ないような状況に陥ることは防ぎうるだろう。同時に連邦政府にたいする依存も解消して自己の行政分野における財政上の責任を全うさせることができるのである。

基本法一〇七条の州間財政調整制度は、基本的には州財政全体の内部で行なわれる水平的調整制度について妥当があるのであるが、例外的に、ベルリンだけは、政治的特殊性にもとづいて連邦からの補助金交付という垂直的な方法で財政調整が行なわれている。^⑤

(2) 売り上げ税の配分による調整

西ドイツにおける各州間の財政力格差の調整は売上税の配分によるところが大きい。水平的な州の財政調整は二段階に分けて考察するのが便利である。すなわち、

一、売上税の州差別配分

一、個々の州の「課税力基準数」および「調整基準数」の間の関係にもとづく調整拠出金および「調整割り当金」

の一階段である。

すでにみたように、一九六九年の財政改革以後、各州の収税力の格差は、売上税の各州の受領部分を一定の基準にしたがつてそれぞれ別個に決定したことにより、州間財政調整の調整資金の配付以前の段階でも緩和されることになった。これによつて、財政調整の効果が強められたのみならず、州間財政調整の調整資金の額を引き下げる成果も得ることができたのである。すなわち、水平的財政調整の効果は少なからず、垂直的財政調整に組みこまれており、それによつて州間の売上税収入の州配分が、財政力の弱い州を助成するようになつてゐる。⁽⁶⁾しかしながら、法形式的に考察すれば、州内の売上税額の配分は、本来の財政調整ではない。というのは、それは個々の州の固有の租税収入または租税配分の問題だからである。

一九七九年および七一年については、「売上税収入」⁽⁷⁾の州配分額は、その収入総額の三〇%であるが、この三〇%のうちのさらに七五%が各州へ人口按分される。他方、州税ならびに住民一人あたりの所得税および法人税からの収入が平均以下の州にたいしては、その財政力を補充強化するためにこの人口按分の後の残りの二五を最高限度として、そこから一定額が配分される措置がとられている。⁽⁸⁾すなわち住民一人あたりの税収入が、州平均に満たない州について、売上税州配分額の人口按分後の残りの二五%の中から、当該州の税収が州平均の九二%に不足する分を補足するように配分を受けるというものである。⁽⁹⁾しかし、その結果、補足配分が先の資金枠である二五%を越えてしまふような場合には、七五%の人口按分を削ることになる。⁽¹⁰⁾すると人口の多い州は人口按分額が減少して不利益をこうむることになるため、この二五%を一人あたりに分配したとして得られるであろうところの額は少なくもと確保できるということが保証されるように規定改正がなされた。この規定はノルトラインヴェストファーレン州にたいする保

障と考えられる。この州の租税収入は、平均よりもわずかに上回っているにすぎないので、計画された売上税配分が、このやり方で修正されない場合には、大きく削減されてしまうであろう。

(3) 調整配分交付金による州間の調整

売上税配分の後に行われる第二段階の財政調整の目的は、貧困州の「課税力基準額」を「調整基準額」の九五%にまで引き上げようとするものである。(財政調整法、第一〇条、一九六九) 課税力基準額とは、州財政調整法、第七条⁽¹²⁾

による州の税収と第八条による当該州内の市町村の租税収

入の合計額である。調整基準額とは、連邦平均の、住民一

人あたりの調整されるべき租税収入に、当該州の住民数を乗じて計算される。この財政調整基準額は、いわゆる「補正人口」を組みこむことによつて修正される。

同一会計年度に、この課税力基準額が調整基準額に満たないところの州のみが調整請求権をもち逆にそれを超過した州は調整義務を負うことになる。そして、調整義務のある州の調整分担金から、調整を受けるべき州に調整交付金が与えられる。⁽¹³⁾

調整義務州の調整分担金は、その課税力基準額がその調整基準額を上回るほど大きくなるように定められる。

州間調整給付の配分

76年
(百万マルク)

調整義務州	
ノルトライン・ヴェストファーレン	504
バーデン・ヴェルテンベルク	715
ヘッセン	192
ハンブルク	536
計	1,946
調整を受けるべき州	
バイエル	330
ニーダーザクセン	762
ラインラント・プファルツ	341
シュレースヴィヒ・ホルシュタイン	267
ザールラント	194
ブレーメン	53
計	1,946

Finanzbericht 77より。

その際、課税力は調整基準額の 100%から 101%までは計算に入れられず、101%から 110%までは、その 70%，110%を越える部分はその全額で計算される。⁽¹⁴⁾ 一九七六年の州間の調整給付の規模は二一頁の表に示される通りである。⁽¹⁵⁾

注

- ① G. Schmölders, *ibid.*, p. 156
- ② G. Schmölders, *ibid.*, p. 156
- ③ G. Schmölders, *ibid.*, p. 157
- ④ G. Schmölders, *ibid.*, p. 157
- ⑤ 前掲、佐々木誠『政治研究』第四三卷第四号、109 ページ。
- ⑥ J. S. H. Hunter, *ibid.*, p. 443
- ⑦ 一九七〇年の売上税の総額は一兆四、三〇四億ドイツマルクとなつたが、そのうち六、五一億ドイツマルク（四五・五%）が工業界、一、一二六億ドイツマルクが手工業関係、三、一八九億ドイツマルクが卸売関係で、一、六九九億ドイツマルクが小売販賣で記録された。（前掲、『西ドイツの実情』二二八ページ。）
- ⑧ 前掲『西独予算制度』七一ページ。
- ⑨ G. Schmölders, *ibid.*, p. 159
- ⑩ 貧困州の収入が配分の結果前述の九二を越えるような場合には、税収が平均をこえるような州にも配分されることになる。その場合にはこの種の配分は、ある州の収入（州税と共同税の交付）が州平均以下に下がるようになるとがなければ人口数によっておこなわれる。（G. Schmölders, *ibid.*, p. 160）
- ⑪ 前掲『ファイナンス』一九七七年六月、70 ページ。
- ⑫ 前掲『西ドイツの財政改革(1)』四〇三ページ。
- ⑬ 前掲『西ドイツの財政改革(1)』四〇三ページ。
- ⑭ 前掲『西ドイツの財政改革(1)』四一〇ページ。
- ⑮ 前掲『ファイナンス』一九七七年六月、70 ページ。

五 州内財政調整

(1) 営業税および所得税による調整

地方自治体の財政調整の規定も一つの水準で行なわれる。ここで問題は一、営業税収入と引換えに所得税の配分を受けて収入を平準化する効果。二、基本法七章一〇六条にもとづく市町村にたいする州の割りあて金である。^①

一九六九年の九月に市町村財政改革法が公布され、市町村には所得税の一四%が移譲されることになった。こうした協力関係によつて市町村は、この税の大きな収入弾力性のためかなりの程度経済成長の分け前にあづかることができた。

市町村財政改革法のさらに重要な点は、営業税の全実績収入のほぼ四〇%に相当する税額が連邦と州へ均等に配分されるようになつたことである。従来、営業税は市町村財政を景気にたいして敏感にするという欠点をもつっていた。つまりこの税はきわめて所得弹性値が高い。したがつて、好況期には多額の自然増収が期待されるのにたいして、景気が落ちこむと自然減収となり財政收支は大幅に悪化することになる。さらに、企業が特定の市町村にかたよつて立地している場合には、市町村の財政力に大きな格差が生ずることになつてしまふ。そのため市町村は、営業税偏重を改めその財源とができるだけ安定化して、しかも連邦及び州に財政援助をあおぐことを極力避ける目的で、所得税の一部を市町村へ新たな財源として移譲させかつ、その見返りに、市町村はその主要財源である営業税を割り当金(Umlage)という形で上級団体へ移譲することになつたものである。

各々の市町村が関連財政官庁へ支払わねばならないところの営業税額は次のように計算される。すなわち、営業取

益税と営業資本税の実収入を市町村によつて確定された賦課率で割り、この割り算から得られた基礎額が一一〇倍される。そして支払い額がきまる。^②

営業税を控除したのちの所得税の自治体配分の実質的純効果は、一九六九年には、一四億DMに達した。市町村の財政規模はその金額だけ強化されることになる。この増加分は地域の人口数とほぼ逆比例の関係をもつことになる。

(2) 水平的効果をもつ垂直的財政調整

つぎに、第二段階でおこなわれる基本法第七章第一〇条にもとづく州と市町村の間の垂直的財政調整は、なお残存する市町村の財政不足を補うためのものであると同時に、交付金によつて市町村間の財政力格差の適切な水平的調整をめざすものである。そして、それゆえに、財政調整の術語では、水平的効果をもつ垂直的財政調整という名称で呼ばれる。^③

その調整のための配分は、州の共同税収入及び売上税収入分の一定割合を市町村及び市町村連合に交付することによって行なわれる。この調整交付金の約七割は、一般交付金として交付され、約三割は目的交付金として交付される。一般交付金の約八割は配分係数にしたがつて配分交付される。その計算は、基準的財政需要と基準的課税力との差額を基に行なわれる。その際需要は特にとらえにくい数量である。なぜなら、市町村の個々の財政需要を個々に客観的に分析し、かつ考慮することはほとんど不可能だからである。基準課税力については物税（営業税と不動産税）をできるだけ一律に仮定された税率でもつて査定することが必要である。こうすることによつて事実上の税率の大きな格差が、ある程度平準化される。これにたいして、基準財政需要は、調整基準額（Ausgangsmengenzahl）で定量化される。この調整基準額と課税力基準額との差が配分額となる。課税力基準額が大きいときは、その市町村は交付

金を受けない。逆に、調整基準額が大きいときには、年々新しく州予算に計上された一定額から交付金が支払われる
のであるが、その場合、市町村は両者の差額の二分の一を受けるのである。⁽⁴⁾

市町村の課税力基準額の計算は特別に難しい点が生ずるわけではないが、調整基準額をもとめるのはそれとは全く
対照的に困難である。まず、第一に、そのためには市町村の住民数から生ずる主係数と補正係数 (Hauptansatze)
とを区別しなければならない。補正係数とは、年齢別および職業別住民構成にしたがつた住民数、避難民数、国境地
方住民数、および失業者数等によるものであり、この主係数の補正係数による修正
値が総係数である。それらは、各州それぞれに種々な形で考慮されるところのものである。⁽⁵⁾

次に、修正人口数は、(veredelte Einwohnerzahl) 今度は市町村の一人あたり需要をあらわすところの金額、
つまり基礎額 (Grundbetrag) ——わが国における単位費用に相当——を乗せられねばならない。しかし、この
の、いわゆる基礎額とは、(調整基準額の計算にとって固有の複雑性をやさしくするために基づくものであるが)、それは、
仮定量 (fiktive Größe) ではなくて、州の意のままに計算された配分額 (Schlüsselmasse) と課税力基準額の大き
さをしたがつて決定される。その場合、配分額といふのは、その都度の市町村の需要に従つて確定されるのではなく
て、州予算のその都度の財政状態に従うところの固定額である。したがつて、市町村の調整基準額の計算は、そのよ
うな事情で、調整基準額の合計には間接的に従うことしかならないのである。⁽⁶⁾

自治体の財政調整の技術は、財政需要を最終的には人口数からしか考察できないような、型にはまつた、かなり硬
直化したものであることが明らかになった。市町村の財政需要を決定する要因は、しかしながら、多様であり、それ
だけではないはずである。

過去、財政学と行政実践は、もう一つの典型的な要因である「財政力の強い」市町村と「財政力の弱い」市町村という要因、つまり統計的に確証できる、配分交付金の計算の基礎になる経済的ならびに社会的側面という構造的特徴を認識することに努力が向けられてきたのである。たとえば、経済成長のテンポとか給付団体としての市町村の独立性とかいう特徴が、財政需要の決定にあたって考慮されていた。

(3) 特別緊急交付金による調整

財政力格差の完全な平準化は望ましくないと考えられているとはいへ、個別的な事情で、特別なかつ非常の需要が生じた場合および一定の窮境の際には一般的配分交付金制度の規準で条件はついているけれども、特別な調整が今だにどうしても残されることになる。調整ストック、または緊急交付金はこうした要求を斟酌したものである。この調整ストックは、一般配分交付金の補充として、以前から、予算法にもとづいて、州予算の勘定科目になつている。その大きさは配分総額の約10%である。調整ストックからの交付金の配分方法には、一定の審級順序がつけられている。その順序は、申し込み、承認、分配および使用証明に関する一定の様式を必要とする。こうした手続きの決定を、大蔵大臣は、州法の規定にしたがつて内務大臣または県知事と共同でとりおこなうのである。承認手続きのこうした特殊な形式は、繰り返し批判の対象となつてている。⁽⁸⁾

市町村の自治行政原則の拘束は、上位官庁の裁量による目的交付という形であらわれる。この議論の政治的ニアンスに見落せない危険が存在することは疑いもないところである。ことに調整ストックからの交付金にたいする市町村の権利としての要求が存在しないからであり、同時に上級官庁の市町村にたいする政治的圧力として、それを利用する可能性があまりにも手軽に与えられているだけにおさらである。しかし、それにもかかわらず、やむをえない

困窮と、そこから発生する財政赤字に際して、調整ストックを要請するといふことは市町村自体の利益となるはずである。^⑨この目的拘束交付金は、その形態と分配基準において、各州^⑩とに大きな隔たりをみせていて、それは、主として、学校建設、道路建設維持、病院、上下水道、社会扶助等の目的のために交付される。なおわざながら、投資のための貸し付も行なわれている。

そのほかに、州から多数の市町村を包括している郡への郡配分交付金(Kreisschlüsselzuweisungen)が存在する。その算定は市町村配分交付金の基本原則にもとづいてはいるが、市町村の人口別等級段階とは正反対に構成されている。つまり、人口が少ないほどより高い割合の交付金を受領できる。すなわち、大規模で給付能力のある市町村は、その任務を独自に遂行する状態にあるということのあらわれであり、他方、小さな市町村はそれを補完する立場にある郡の援助を必要としているからである。

その他に、一般的交付金の形式をとるものに郡課金(Kreisumlage)がある。これまで述べられた財政調整の形式では、資金を上位団体から下位の地域団体へ垂直的に流すかあるいは同一水準の地域団体の間で水平的に流すかのいずれかであつたけれども、郡課金は、市町村予算から郡予算へと「下から上へ」との道をとるのである。それが郡の充当資金となる。本源的に、市町村によつて遂行される任務は、時代の推移とともに、技術的な理由から、ますます上位の団体である郡に移譲されている。そして、それによつてひきおこされる市町村の支出負担の軽減は郡課金で均等化されるのである。郡課金はその性質上かなり確実に増大するという危険を含んでいるが、これはしかしながら、郡議会の独特な意志形成をつうじて回避されている。おおむね、郡議員は同時にその市町村の議員でもある。だから、郡課金の引きあげは、彼らにとって、自動的に、その市町村予算の負担を意味する。それゆえに、ハッカ、そ

の「やれ上手にたじして、快諾可決に傾かない議会」というまことに珍しいケースが生ずる。^⑫

郡など、このようだ、凶域内の市町村連合体でもあるため、それぞれの市町村の利益によって運営が阻害されたり、大市町村と小市町村の間の利害対立が表面化しやすいのが欠陥であるといわれる。^⑬

注

- ① G. Schmölders, *ibid.*, p. 163.
- ② 前掲『閣ルイ・マツの財政改革』四二〇ページ。
- ③ G. Schmölders, *ibid.*, p. 166.
- ④ G. Schmölders, *ibid.*, p. 167.
- ⑤ G. Schmölders, *ibid.*, p. 167.
- ⑥ G. Schmölders, *ibid.*, p. 168.
- ⑦ G. Schmölders, *ibid.*, p. 169.
- ⑧ G. Schmölders, *ibid.*, p. 170.
- ⑨ G. Schmölders, *ibid.*, p. 171.
- ⑩ 前掲『ヘトライナンペ』一九七七年六月、七一ページ。
- ⑪ G. Schmölders, *ibid.*, p. 170.
- ⑫ G. Schmölders, *ibid.*, p. 170.
- ⑬ 前掲成田經郎著『閣ルイ・マツの地方制度改革』五四ページ。

六 むすびにかえて

これまで、われわれは、個々の地域団体（連邦、州、市町村、郡等）の間の関連を考察してきた。しかしながら、西ドイツにおいては、それとならんじ、国家と種々の「隸國庫機關」(Parafisken)との間の財政調整もまた重要性をもつてゐる。それは、本来の意味での国権の行使者ではないが、共同の利益追求という任務を引き受けたと同時に、

この目的のために多かれ少なかれ租税類似の公課を取り立てるものである。この中間的財政権としての補助国庫的組織体への国家の補助金によって特徴づけられる、こうした財政関係は、国庫から職能団体金庫 (Ständefiskus) および教会金庫 (Kirchenfiskus) の場合でも、かなりの大きな割合を示している。^① 社会保険金庫には数十億DMの金額が記帳されている。^②

年金の上昇は、一般的な賃金水準の動向にあわせて進展するものであるから、年金受給者も、経済成長が著るしく、一般労働者の収入がぐんと増えたときには、それに相応してうるおうようになつていて。

こうした制度とならんで「見えない財政調整」という概念がある。例えば、基本的な財政調整規定において、法律上合法と認められた事務負担と財政力の関係が、一定の地域団体の利益あるいは不利益のために、変更させられてしまいうような諸現象は見えない財政調整といえよう。資金援助のない委任事務による負担と同様に、租税逋脱によつても、市町村は「目に見えない」財政調整を免れえない。その負担量は正確にはつかまえにくいし、かつ、ときたまのものではあるとしてもかなりの浪費をもたらす可能性がある。これらの諸点が西ドイツの財政調整において今後に残されている大きな課題といえよう。

注

- ① 基本法は、宗教団体の権利に関するワイマール憲法の規定をそのまま受けついでいる。宗教団体はしたがって依然公法団体である。それらは、歴史的根柢から国の給付を受ける権利をもち、教会財産権も保障されている。また教徒から税金を取りたてる権利も認められている。(前掲、『ドイツの実情』三四七ページ。)

社会保険金庫 (Sozialfisken) への国庫補助
(単位百万ドイツマルク)

年度	健保	康 険	災 保	害 険	年金保険 (労働者)	年金保険 (使用者)	年金保険 (鉱山労務者)
1958	88		24		3,163	805	981
1959	90		21		3,307	898	1,052
1960	109		18		3,505	946	1,219
1968	233		464		6,077	834	3,160

G. Schmölders, ibid., p. 171.